

研究不正行為への対応

まずは、監査・コンプライアンス室にご相談ください。
 Tel : 092-802-6648 E-mail : tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp
 ※各部局申立窓口の照会も含めて、対応いたします。

申立者・相談者等

相談・申立て

申立てがされた場合(外部窓口に申立てがなされた場合は、当該外部窓口から研究不正申立て窓口に取り次ぎ)

研究不正申立窓口

報告

研究担当理事

〈調査を行う必要がないと認めた場合〉

通知

申立者等

報告

総長

適正な研究活動推進委員会

申立ては書面等に次の事項を明記して行うこと。

- ・ 申立者の氏名・連絡先
- ・ 不正行為を行った疑いがある者の氏名
- ・ 不正行為の態様、事案の内容、科学的・合理的な理由

〈申立て内容の合理性、調査可能性等について調査を行う必要があると認める場合〉

《申立報告の内容について不正行為の事実が明らか又は不正行為の蓋然性が極めて高いと認める場合は、予備調査を経ずに本格的な調査を実施することができる》

予備調査【原則30日以内】

研究担当理事

指示

適正な研究活動推進委員会
委員長が指名する者等による予備調査

報告

申立者

〈本調査を行わない場合〉

報告

総長

適正な研究活動推進委員会

予備調査の結果及び本調査を行わない理由を通知

〈予備調査の結果、本調査を行う必要があると認める場合〉

本調査・認定【本調査決定から調査開始まで原則30日以内】

通知・報告

申立者、被申立者及び被申立者の所属部局長等
配分機関等及び文部科学省

研究担当理事

指示

適正な研究活動推進委員会
・ 調査部会の設置
・ 調査部会の調査結果に基づき認定

認定結果の報告

設置

研究不正調査部会
・ 本調査の実施

調査結果の報告

報告

【調査終了から認定まで原則30日以内】

【本調査原則150日以内】

総長

通知

申立者、被申立者及び被申立者の所属部局長等

報告

配分機関等及び文部科学省

必要に応じ通知

関連論文掲載機関及び関係教育研究機関等

不服申立て

不正行為があったと認定された場合

不正行為がなかったと認定された場合

【認定通知から30日以内】
不服申立てがあった場合

不服申立てがなかった場合

悪意に基づく告発が
認定された場合

通知・報告

再調査

研究担当理事

指示

適正な研究活動推進委員会
・ 再調査の要否の審査
→ 要の場合の再調査の実施

報告

〈再調査不要の場合及び再調査の認定結果について通知・報告〉

総長

申立者、被申立者及び被申立者の所属部局長等
配分機関等及び文部科学省

公表
(氏名、不正行為の内容、その他必要な事項)

非公表

認定前に情報漏洩があった場合等

環境改善、処分等必要な措置の実施